

Q7 弁護士等からセクハラと思われるような行為、例えば、誘われたり、体を触られたり、不快と感じる言動があった場合どのように対処すればよいでしょうか。

A7 セクシュアル・ハラスメントは、無視をしたり、受け流しているだけでは多くの場合状況が改善しません。ためらわず、組合にご相談下さい。また大阪弁護士会でも相談員弁護士を配置し、こうした相談に対処していますので、弁護士会のホームページをご覧ください。

弁護士等から誘われたり、体を触られたり、不快と感じる言動があった場合、例えその弁護士に悪気がなかったとしても、こちら側の意に反した場合はセクハラに該当する場合があります。また、セクハラ被害を受けたことを事務所に相談したが、取り合ってくれないというような場合、事業主には、相談窓口を設置するなど配慮することが義務付けられています。セクハラに該当すると、行為者は、不法行為に基づく損害賠償を請求される場合もあります。

相手方が、あなたが組合や、弁護士会に相談をしたことを知り、嫌がらせをすれば、その行為自体も指導や懲戒請求などの対象となる許されない行為です。悩んでいるのならまずご相談ください。